

仕 様 書

第 1 警備の目的

警備対象施設における盗難被害の防止及び火災・設備異常の早期発見による被害の拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、警備対象施設及び物品の保全を図り、警備対象施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第 2 警備対象施設

九州地方整備局佐賀国道事務所 書庫〔車庫棟 2 階〕（佐賀県佐賀市新中町 5－10）

第 3 警備実施期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 4 警備業務の内容

- 1 異常感知装置、自動通報装置他の必要な装置（以下「警報機器」という。）を用いた警備及び緊急時に受注者が派遣する要員（以下「緊急要員」という。）による対応を組み合わせた警備活動。

警報機器の種類、数量及び設置場所は、警報機器配置図のとおり。

（1）警報機器及び連絡体制

ア 警報機器は警備対象施設で発生した異常事態を、受注者が指定する監視センター又は事務所へ自動的に通報する機能を有するものとする。

イ 通報の使用回線は、受注者側の回線を使用するものとする。なお、回線の設置・必要となる機能の設定・使用料など使用回線に要する一切の費用は、受注者において負担するものとする。

ウ 受注者は自動火災報知設備と連動して火災通報を受ける機能を有する装置を設置することとする。

エ 受注者は各警報機器の受信装置を間断なく監視するとともに、緊急要員との連絡体制を常に保持するものとする。

オ 緊急要員は、受注者の事務所との連絡体制を常に保持し、警備対象施設の異常事態に備えるものとする。

（2）警報機器の鍵等

ア 受注者は、警報機器の作動開始及び作動解除に必要なセキュリティキーを、2 個用意するものとする。

イ 警備対象施設の異常事態発生時において、緊急要員が行う警備実施に必要な鍵（警備対象施設の出入口の鍵をいう。）については、契約締結後に受注者に預託するものとする。

ウ 受注者は、セキュリティキー及び鍵については、厳重に取扱い保管するものとする。なお、セキュリティキー及び鍵を紛失した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を受注者が負担することを含む。）に従うものとする。

（３）警報機器の設置・撤去に要する費用

ア 受注者は、警備対象施設に別紙に示す警報機器を設置するものとする。なお、契約締結後速やかに機器設置等警備業務開始に向けた措置を執り行うこととし、機械警備業務開始までに警報機器の稼働ができない場合は、有人警備での警備業務を執り行わなければならない。

イ 受注者は、本業務が終了したときは、遅滞なく警報機器を撤去するものとし、警報機器及び配線の取付けの必要上、警備対象施設に施された孔穴、その他変更部分の原状回復について必要な補修を行うものとする。

（４）警報機器の保守点検

ア 受注者は、警備対象施設に設置した警報機器について、常に良好な状態を維持するものとする。

イ 警備対象施設の職員は、警報機器の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器について異常又は故障を発見したときは、直ちに監督職員に報告を行い、監督職員は受注者に通知する。

ウ 受注者は、保守点検、補修又は交換に要する一切の費用を負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、発注者が負担する。

エ 受注者は、警報機器の保守点検のために、警備対象施設に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ監督職員の許可を得る。

２ 事故確認時における関係機関への通報及び連絡

受注者は、警報機器により、警備対象施設に異常事態が発生したこと（以下「事故」という。）を確認したときは速やかに現場に急行し、必要に応じて警察・消防などの関係先に通報を行い、通報後、速やかに監督職員に連絡する。

３ 警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録、定時及び臨時（事故）の報告書の提出

（１）受注者は、各月の警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録（入退日時、機器操作状況（解除・セット）を記入した任意書式）を作成し、監督職員に翌月の 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に定める行政機関の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、休日の翌日とし、3 月分については、当月 31 日とする。）までに提出する。

（２）受注者は、事故を確認した際は、事故報告書（発生日時・場所、事故内容、対応内容を記入した任意書式）を作成し、監督職員に翌日（休日にあたる場合は、休日の翌日）までに提出する。

4 請求書の提出について

受注者は、発注者の定める検査職員の検査に合格したときは、発注者に当該合格分の請求書を提出できるものとする。

第5 警備時間

1 警備対象時間

(1) 防犯

契約期間中、終日

(2) 火災・設備異常

契約期間中、終日

2 警備実施時間

(1) 警備対象時間内において、警備対象施設が無人の状態にあるとき。

(2) 警備対象施設からの警報機器の作動開始の信号を受けたときに始まり、警備対象施設からの警報機器の作動解除の信号を受けたときに終わるものとする。

(参考) 「警報機器の作動開始の信号を受けたとき」とは警備対象施設の職員が、防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を講じ、当該施設の出入口及び窓の施錠状況を確認した上で、受注者が指定する手順により、警報機器を作動開始の状態にしたとき、「警報機器の作動解除の信号を受けたとき」とは警備対象施設の職員が、受注者が指定する手順により、警報機器を作動解除の状態にしたときである。

(3) 警備対象施設の職員が入退庁する場合には、次の要領により行うことができるものとする。

ア 入庁する際は、あらかじめ受注者が指定した手順に従い警報機器を作動解除の状態にした上で、警備対象施設の職員の責任において入庁する。

イ 最後に退庁する警備対象施設の職員は、受注者が指定する手順により、警報機器を作動開始の状態にする。

第6 監督職員及び管理責任者の指定

1 発注者は、警備業務開始までに警備対象施設の監督職員を指定し、監督職員名簿（緊急連絡先を記したもの）を作成の上、受注者に提出する。

2 発注者は、監督職員に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した監督職員名簿（緊急連絡先を記したもの）を作成の上、受注者に提出する。

3 受注者は、警備業務を実施するに当たり管理責任者を定め、名簿（緊急連絡先を記したもの）を任意書式にて作成の上、発注者に提出するものとする。

4 受注者は、管理責任者に変更があるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿（緊急連絡先を記したもの）を任意書式にて作成の上、発注者に提出するものとする。

第7 損害の免除

受注者は、以下に示す損害については、一切その責を負わないものとする。

- 1 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災、その他の不可抗力により生じた損害
- 2 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責に帰することができない事由で、通信回線による送受信が行われない状態であったことにより生じた損害
- 3 警備対象施設自体の瑕疵、又は発注者の管理上の瑕疵に基づく損害
- 4 警報機器の設置箇所以外、若しくは警報機器の感知機能の範囲以外から生じた損害
- 5 発注者又は警備対象施設の職員の故意又は過失に起因する損害
- 6 警備対象施設内外の警備上必要とする開閉扉の鍵を、監督職員が受注者に預託しなかったことにより生じた損害
- 7 警報機器の作動開始前又は作動解除後に発生した損害
- 8 警備対象施設の職員が警報機器の操作を忘れたことにより生じた損害

第8 環境への配慮

- 1 主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

- 2 環境配慮に関する特記事項

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第9 その他

- 1 本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。
- 2 警報機器の設置箇所及び警備実施上、この警備業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- 3 受注者及び本業務に従事する者（従事した者も含む。以下「本業務の従事者」という。）は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の遂行に使用する以外に使用、又は提供してはならない。
- 4 受注者は、保有した情報について、漏えい等安全確保の問題となる事案を把握した場合には、必要な措置を講ずるとともに、監督職員に被害状況について直ちに報告しなければならない。
- 5 受注者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
- 6 本業務の従事者は、監督職員から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。